第1回福島地域原子力防災協議会作業部会 議事概要

1 日時

平成29年3月21日(火)13:00~13:45

2 場所

福島県庁北庁舎2階

3 出席者

国 : 内閣府、原子力規制庁、原子力災害現地対策本部事務局、

陸上自衛隊

関係自治体等:福島県、福島県警察本部

オブザーバー:いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、

川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

福島市消防本部、伊達地方消防組合消防本部、郡山地方広域消防組合消防本部、相馬地方広域消防本部、双葉地方広域市町村圏組合消

防本部、いわき市消防本部

東京電力ホールディングス株式会社

4 議事

- (1) 地域原子力防災協議会および作業部会の設置について
- (2) 福島地域の緊急時対応の策定に向けて
- (3) その他

5 概要

(1)地域原子力防災協議会および作業部会の設置について

内閣府から、「地域原子力防災協議会の設置について(平成27年3月20日内閣府政策統括官(原子力防災担当)」に基づき設置する福島地域原子力防災協議会について説明し、その構成員・オブザーバー及び同協議会の構成員を補佐する作業部会の設置について説明した。

(2) 福島地域の緊急時対応の策定について

内閣府から福島地域の特徴について説明があり、帰還困難区域が存在する状況下にあることや、一部の関係自治体の避難計画において、原子力災害対策指針上、PAZが設定されていない福島第一原子力発電所で新たな異常事態が発生した場合に、行政区域の一部に対してPAZ内と同等の防護措置を実施する等の計画となっている現状について再確認した。

また、福島県及び関係市町村の避難計画の内容を踏まえ、原子力災害対策重点区域内の社会福祉施設、病院、在宅、学校等の個別避難計画や、福祉車両を含む避難車両等の確保体制、避難単位(地区)とモニタリングポストの関連付けの3点について、今後、整備を進める必要があるとの説明があった。

福島地域と地形、気象の類似点のある「泊地域の緊急時対応」(概要版)で、緊急時対応の完成型のイメージについて共有した。

今後のスケジュールについては、福島第一原子力発電所のデブリ取り出し等の計画、福島第二原子力発電所の扱いを勘案しながら、地域防災計画・避難計画の充実のため、今後も課題に応じ、作業部会の構成員・オブザーバーを調整し、連携して検討を進めていくことで合意が得られた。

(3) その他

内閣府から、帰還困難区域については、帰還される住民の数や時期が不透明であるなど取扱いが難しいため、当面は当該区域を含めず避難計画や緊急時対応の作成を進めたいとの考えが示され、理解を得た。

自治体からは、避難指示区域に一時立ち入りしている住民等に対する連絡体制に 関する要望があり、現地対策本部、県及び関係自治体が協力して対応していくこと を確認した。

以上